

「共謀罪」のある社会

メディアは「森友＝アベ友」疑惑で情報満載。1カ月余り前には考えられない展開だ。安倍政権に焦りも。さらなる真相の究明、徹底した報道を期待したいが、共謀罪にもしっかりと目を向けてもらいたい。

共謀罪法案が閣議決定された21日。名古屋市中区栄に共謀罪に抗議する人たちが集まった。朝日新聞22日朝刊に掲載された写真には、「一般人 政府が決めれば テロリスト」と書かれたプラカードがあった。



同紙の標題「オピニオン インタビュー」は近代の刑法史に詳しい神戸学院大学教授の内田博文さん。

見出しには、「内心や思想を処罰 盗聴もし放題に「普通の人」も対象」と。とりわけ印象に残った発言だけ紹介したい。



『社会に有害な結果を生じる行為がなければ処罰されない』という近代刑法の基本原則に反します。中世の欧州では、思想や宗教、信条といった内心の状態が処罰の対象とされることが多く、市民革命はそれへの反発が契機になって起こりました。フランスの人権宣言も思想、信条は処罰してはならない、として内心の自由を保障しました。明治維新後、お雇い外国人のボアソナードに草案を作らせた旧刑法は、フランスの刑法典を参考にして編纂され、近代刑法の原則を導入していました」

「治安維持法を審議した帝国議会でも、『この法律は思想、信条を処罰するもので、近代刑法の原則に反する』という強い批判が出ました。それに対し、政府側は『社会の敵を対象とするので近代刑法の原則にのっとらなくてもいい』と答弁しています」

「共謀罪の法案が成立することになれば、行為や結果を中心として処罰してきたこれまでの犯罪観を一変させます。危険性があるとみなされる者を敵として、危険性の除去のためには敵の人権が制限されてしかるべきだと考える『敵刑法』の論理によって内心を処罰できることになります」

「行政の施策への反対やあらゆる権利運動が対象になるでしょう。共謀罪の成立要件とされている『組織的犯罪集団である団体』の活動については、組織的犯罪処罰法では会員制リゾート会社による詐欺的な預託金募集といった企業の営業も対象になると解釈されています。また、偽証罪も共謀罪の対象犯罪とされていますから、例えば弁護士が証人との打ち合わせで、『次回の口頭弁論でこう証言しよう』などと、普通に話し合

ただだけでも偽証罪を疑われ、共謀罪に問われかねません。戦前、治安維持法違反事件を弁護した多くの弁護士が、同法違反で起訴された事件を思い起こさせます」

「憲法 31 条がある以上、対抗の余地はあります。共謀罪は、近代刑法の基本原則を定めた 31 条に反する『違憲』だと主張するのです。ある行為を犯罪として処罰するには、あらかじめ法律で、犯罪とされる行為と、それに対して科される刑罰を明確に規定しておかなければならないとする原則です。共謀罪はこの『明確性』の原則に反します。思想・信条の自由を保障した憲法 19 条にも抵触するおそれが強いと言えます。ただ、自民党憲法改正草案のように『公益及び公の秩序に反してはならない』といった権利を限定する文言が入れば対抗は難しくなります」

@憲法 31 条

「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」

憲法 19 条

「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」

(2017 年 3 月 25 日)